

前漢文帝期の政治における一考察

上野有美子

はじめに

文帝期は、前漢黄金期である武帝期の基礎を作り、創成の混乱期から安定期への移行時代として重要な役割を果たしていたということは、衆目の一致するところである。

また文帝十三年（前一六七）の肉刑除去については、雲夢睡虎地秦簡の発見などにより近年飛躍的に研究が進み、それまでの不定期刑から有期刑への変換という、中国刑法史上最も重要な出来事の一つであると認識されてきた。

しかし従来の文帝期研究は個々の分析にとどまり、「文帝期とはどういう時代であったか」という大局的な考察はなされていないように思われる。

また文帝個人については、前漢の太宗として「仁政を行った君主」のイメージが強い。しかしそれは何を根拠として生まれたものなのだろうか。

この問題を考えるとき、興味深い文献として『風俗通義』を挙げてみたい。その記述には文帝期が「仁政が行われた安定した時代」ではなかったと書かれている。

孝文皇帝小生於軍、及長大有識不知父所在、日祭於代東門外。高帝數夢見一兒祭已、使使至代求之、果得文帝、立為代王。

治天下致升平、斷獄三百人、粟一升一錢、凡此十余事、皆俗人所妄傳言過、其美及佞或以為前皆非是、如劉向言。

この『風俗通義』は、成帝と劉向との問答を中心に記述されているが、このことから既に成帝の時代には文帝仁政説が流布していたこと、また一般的に神秘性を高める目的で語られる出生伝説まで含まれていたことが読みとれる。そしてこの中で劉向は文帝仁政説は後の世に作られたもので、実際とは違うと言っており、著者の応劭もこの意見を肯定している。これはどういう事なのだろうか。

ここで簡単に文帝期の状況を、時代に沿って述べてみたい。まずは即位の状況であるが、多くの研究者により指摘されているように安定した皇位の譲渡とはほど遠いものであった。一度も皇太子として立てられることなく、呂氏の乱の後に大臣たちの衆議によって代王という一諸侯王から皇帝として迎えられた文帝は、即位当初から皇帝としての必然性を持たなかったのである。

臣下に対しても、即位当初の文帝は強硬姿勢で臨むことは出来なかった。建国の功臣とも言える高祖時代からの臣下達の衆議によって即

窓
史
位が決まった文帝と臣下達との関係がいかに緊迫しており、その懐柔に文帝が多大な神経を払ったかということは、即位後すぐに恩賞を何度も下していることや、漢の大臣は狡猾で信用ならないと言う代の家臣の進言から伺うことが出来る。

また呂氏の乱討伐の際、斉王系の諸侯王達の力が大きく、実際高祖の長男悼恵王肥の子である斉王襄を次期皇帝として迎えようという計画があり、文帝と他の諸侯王との間に絶対的な差異がなかったことも伺える。実際にしばしば諸侯王達の僭越な振る舞いがあり、また諸侯王による二度の反乱も起っている。

大臣議欲立斉王、皆曰、「母家駟鈞惡戾、虎而冠者也。訪以呂氏故、幾乱天下、今又立斉王、是欲復為呂氏也。代王母家薄氏、君子長者、且代王高帝子、於今見在最為長。以子則順、以善人則大臣安。」於是大臣乃謀迎代王、而遣章以誅呂氏事告斉王、令罷兵。始誅諸呂氏時、朱虚侯章功尤大、大臣許尽以趙地王章、尽以梁地王興居。及文帝立、聞朱虚、東牟之初欲立斉王、故黜其功。二年、王諸子、乃割斉二郡以王章、興居。章、興居意自以失職奪功。歳余、章薨、而匈奴大入辺、漢多発兵、丞相灌嬰将撃之、文帝親幸太原。興居以為天子自撃胡、遂発兵反。上聞之、罷兵帰長安、使棘蒲侯柴将軍撃破、虜済北王。王自殺、国除。（以上、『漢書』三十八、高五王伝）

また外戚勢力の弱さが即位の条件であったことなどからも、即位当初の文帝の政治基盤がいかに弱かったかが想像できる。

しかも文帝三年（六一七七）と十四年（前一六六）、後六年（前一五八）には匈奴の侵入も受けているのである。この時の文帝による軍

事行動がいかに大規模なものであったかは、いくつかの史料にも記録されている。

是時大発興材官、騎士十余万軍長安、帝遣丞相灌嬰、撃匈奴。文帝自労兵、至太原代郡。由是北辺置屯待戦、設備備胡。兵連不解、輻輪絡繹費損虚耗。因以年歳穀不登、百姓饒乏、穀糶常至石五百、時不升一錢。（『風俗通義』孝文帝）
兵者凶器、未易数動。高帝欲伐匈奴、大困平城、乃遂結和親。孝恵、高后時、天下安楽。及孝文帝欲事匈奴、北辺蕭然苦兵乎。（『史記』百二十一、酷吏列伝）

このように、文帝期はその一代を通して、いくつもの危機的状況に晒されていたと言っても過言ではない。

そこで最初に述べた疑問へと戻るわけであるが、何故文帝期が「仁政の行われた安定した時代であった」という通説が前漢後期には既に広まっていたのか、また実際の文帝期とはどういう時代であったのか、と言うことである。

この疑問を、文帝期の政治思想状況と、諸政策を検討することによって明らかにしていきたい。

一 文帝期の政治思想状況

文帝期の諸政策を見るにおいて、政策というものがその目的の基礎となる政治思想によって決定されるという過程から考えてみると、文帝期の政治における思想状況をもう一度振り返って検討するべきである。

前漢初期の黄老思想の流行については、史料上でも繰り返し記述さ

れている。^⑧

また西田太一郎氏はその著書の中で前漢初期の政治原理が黄老思想であると断言している。黄老思想による治世は、天子及び高級官僚が無為清静を主義とし、政治の実務を下級官吏に任せ、下級官吏は法の定めに従い人民を支配するが、そこで言われる「法令」は変更しないことが理想であると、西田氏は説明している。^⑨

ならば文帝期の政治思想が黄老思想であったかという点、一概にそうとは言えない。文帝が黄老思想に親しんだという記述もあるが、文帝期の政策は、法令の変更を厭う黄老思想とは考えられないほど、幾つもの改革が行われているからである。

前漢初期、及び文帝期の政治思想が黄老思想だという説について、以前から疑問は述べられていた。

米倉豊氏は、恵帝の治世上、基本的政治課題である新しい政治支配の秩序・権力構造・全国統治の組織を早急に充実・強化する事が課題であり、その方策は儒術主義をとっていたが、その後の呂後の専制が無為を呼んだと述べている。^⑩

前漢初期の段階で、黄老思想だけではなく儒家思想も政権に複雑に絡み合っていたということは、他に金谷治氏や戸田浩暁氏なども述べている。

筆者は文帝期は政治思想上の過渡期であったと考える。もう一度文帝期の政治思想状況について、高祖からの流れを踏まえた上で述べてみよう。

まず高祖の時代であるが、秦末から続いた戦乱により、厭戦気分が庶民の間に蔓延していたことは事実であろう。しかしその為に積極的

な改革が出来なかったわけではない。厭戦気分が充満してしようと、高祖は即位後も建国の功臣であった韓信・彭越・黥布などの異姓諸侯王や、辺境からの匈奴の侵入に対し戦線を開かねばならなかった。

このような状況において、建国後の中央集権体制の確立を目的とした積極的改革など、行う余裕がなかったのである。結果的に黄老思想の「無為」の状態にしか成り得なかったのが高祖の時代と考える。

そして恵帝期であるが、高祖末期の状況が継承されていたと考えられる。

国外においては、高祖から続く匈奴との戦闘が継続していた。国内においては異姓諸侯王もなく、米倉氏が論じたように、中央集権体制の確立を基本的政治課題として早急且つ積極的な改革が求められていたが、恵帝は即位後わずか七年で崩御し、その間の治世も呂后を中心とする外戚勢力の台頭が著しく、恵帝独自の積極的政策が行われることは少なかったと推察出来る。

恵帝崩御後は、呂後の専制による政治的混乱期が訪れた。

呂后により少帝が次々に立てられ、同姓の諸侯王達は誅殺された。^⑪劉氏の血筋でない者まで皇帝として立てられ、劉氏政権が危ぶまれるまで状況は緊迫していった。

だが、これらは皇位継承という権力の中核部で起こった混乱であり、呂后を中心とする外戚勢力と、高祖の功臣を中心とした家臣団・高祖の血縁である同姓諸侯王との間においてのみ争われたもので、一般の民衆には影響が少なく、徐々にではあるが疲弊した民力が回復していったと推察される。

呂氏と劉氏の対立という国内の緊張だけでなく、呂后七年（前一八

一)には匈奴と南越が侵攻するというように、国外関係においても状況は緊張しており、このような中では新しい政治思想の模索など不可能で依然政治思想は高祖末期の状況と同じであったと考えられる。

しかしその緊張は呂後の死によって破られた。劉氏政権回復を狙って劉氏の諸侯王と功臣達による呂氏討伐、いわゆる呂氏の乱が勃発し、その後迎えられ即位したのが文帝である。

文帝期には前代からの課題が継承されていた。つまり新体制の模索である。しかし文帝が積極的改革を行う為には、まだ乗り越えなければならない障壁があった。

それは序章でも述べたように、即位における必然性が弱く、政治基盤もまた弱かったということである。

文帝は自己の皇帝としての絶対性・正統性を対諸侯王においても、高祖の功臣という対旧臣においても明確に示し、皇帝権を確立しなければならなかった。同時に中央集権体制の確立という積極的改革を早急に行わなければならないという二重の課題を抱えていたのである。

文帝は即位と同時に「高祖の継承」を積極的に表明し、自己の皇帝位の正統性を臣下にも諸侯王にも明らかにしなければならなかった。その手段の一つとして、高祖以来の政治思想である黄老思想を表明する事により、高祖の継承を印象づけたのではないかと考える。

しかし同じ黄老思想を政治思想に掲げたとしても、高祖のそれと文帝では意味合いが違った。

高祖の場合は、建国間もない時期に抱えた異姓諸侯王問題や匈奴問題などにより新しい体制を作る余裕もない状況ではあったが、法家思想を掲げた秦を否定し漢独自の政治思想を必要としたために、民の厭

戦気分によって流行していた黄老思想を取り入れたものであった。

高祖以降、文帝に至るまでは、国内外の緊張関係により中央集権体制確立のために積極的な改革を求められていながら、高祖時代の黄老思想から完全に抜け出すことは出来なかった。

そして文帝は、「高祖の継承」という意味で当面の政治思想として黄老思想を掲げたのである。

だが同時に、文帝は同姓諸侯王を牽制し建国時から求められていた新しい政治制度を模索しなければならなかった。これは建国の混乱により、行政・法体系などのほとんどで秦制を継承していた漢帝国が、あらゆる意味で秦からの脱皮を成すことを意味する。秦の重刑主義・法家思想を批判していた漢は、実際に秦法を運用するに当たっては、秦の法家思想ではなく黄老思想で包括することにより、漢の正当性を強調してきた。しかし積極的な改革を行う上で、どうしても黄老思想では限界があり、新たな政治思想・新たな体制が必要だったのである。

その新しい思想に選ばれたのが、建国当初から政権に絡んできた儒家思想であった。

「徳治仁政を行う者に天命が下され、皇帝となる」という儒家思想の持つ概念は、諸侯王との絶対的な差異を確立しなければならなかった文帝にとって都合のいいものであった。

しかし同時に、自己の即位時に多大な影響力をもたらした高祖の功臣達に対して、また諸侯王達に対しても、「高祖の継承」を表明しなければならず、そのためには黄老思想は必要であった。

黄老思想と儒家思想、どちらも文帝には必要であったが、即位後年

数を経て高祖の功臣が死に、政権が安定してくるにつれ、黄老思想の必要性が徐々に少なくなってきた。そして緊迫の度合いを増す諸侯問題に対してより有効と思われる、「徳治仁政の皇帝」の拠り所となる儒家思想の重要性が増していったものと思われる。

これが冒頭にも述べた、文帝期が政治思想史上の過渡期であるという考えの根拠である。

平行して文帝は強力な中央集権国家を作り上げなければならなかったが、ではそれはこの二つの課題とどのように折り合いをつけながら行われたのであろうか。次章では政策を中心に文帝期を論じていく。

二 文帝期の諸政策と同姓諸侯王

文帝期には皇位の正統性表明と中央集権体制確立という二つの課題があり、その為に政治思想には目的の異なる二つの思想が移行的に使用されていたと前章で述べた。

だが強力な中央集権国家を作り上げるためには、内外に認められた絶対的な皇帝権の行使が不可欠である。

この中央集権体制確立のために、どうしても早急に取り組まなければならなかったのが、同姓諸侯王問題であった。当時諸侯王国は全国土の三分の二を占めており、文帝とその朝廷が同姓諸侯王問題に対し最大の危機意識を持っていたということは、史料や次代の景帝三年（前一五四）に勃発する呉楚七国の乱への経過を見ても明らかである。

従来、文帝の諸侯王対策については賈誼の分国策が中心に論じられ

てきた。また、薄井俊二氏は文帝は積極的な対匈奴政策や祭祀事業において、諸侯王に対し皇帝権の確立を図ったと論じている。¹⁾

では、文帝期におけるその他の政策はどういう意図を持って行われたのであろうか。

文帝期の政策を改めて検討してみると、ある事実が気がつく。それは文帝期には前代までの政策が撤廃されることが多いということである。

文帝期に撤廃された政策は、盗鑄銭令・収孥相座の律・誹謗妖言令・秘祝の令などが挙げられる。その他田租の徴収が全免され、関が除かれ、肉刑が廃止された。²⁾

廃止されていたものが復活したという政策は、恵帝期に廃止された三族刑が、後元年（前一六三）に新垣平に対し行われたというものであるが、これについては牧野巽氏や富谷至氏が論じられている。要約すると、廃止されたのは秦代からの五刑を施してから誅殺するという主に謀反罪に適用される三族刑であり、文帝期の廃止により、秦法の踏襲から漢独自の法体系を作るためのものであったということである。

その他、秘祝の令は秦制であり、これは秦法からの脱却と言えるだろうし、誹謗妖言令は前代の恵帝期にも一期廃止の詔があり、文帝期に再度布告したものと思われる。

従来文帝期の撤廃政策は、このように秦法の踏襲から脱却し、中央集権体制を整えていた漢王朝独自の法体系を確立するためにあったと位置づけられている。

確かに、廃止により無対価労働力を得ることの出来た肉刑除去政策

などは、上記の論に当てはまるであろう。だが文帝期に撤廃された政策のいくつかが次代の景帝期に復活していることを合わせ見ると、文帝期の撤廃政策全てが中央集権体制のための法整備という性格を持たないと考えられるのではないだろうか。

文帝期に撤廃され景帝期に復活した政策については、田租の全免・関の除去・盗鑄銭令の除去が挙げられる。では、これらの政策は何を目的とし、いかなる影響を文帝期に及ぼしたのであろうか。

この疑問に対し、筆者は文帝期の政策には二つの課題に対応する政策が行われていたと考える。

一つは皇位継承における正統性確立を目的とした「徳治仁政」を強調した政策、そしてもう一つは中央集権体制整備を目的とする現実に対応した政策である。そしてその両方に共通する目的は、文帝期一代において最大の懸案事項であった諸侯王問題である。

前者には関の撤廃・盗鑄銭令除去・田租全免などが挙げられる。後者には買誼の進言した分国策が挙げられるだろう。肉刑除去政策は、両方の目的を達することの出来た政策であったと言える。

何故そのように分類したかという点、関の撤廃・盗鑄銭令除去・田租全免などはその廃止から復活の経緯において、明らかな矛盾点が見えるからである。

まず関の撤廃についてであるが、文帝十二年に撤廃され、その後景帝四年に復活している。^⑤

関の持つ性格として、通行の制限や旅行者の検査などが目的であり、いわば軍事警察的なもので通行税などの関税は不徴収であったということが従来の研究で明らかになっている。^⑥

そして関の撤廃は秦の苛法を除く緩和政策の一つであり、復活については呉楚七国の乱後の治安維持の必要性からなされたと考えられる。^⑦

しかし関の撤廃が秦の苛法を除くものであり、治安維持が目的で復活したのなら、治安がある程度安定した時期に再度関を撤廃してもよいのではないか。だがその後関が再び撤廃されることはなかった。このことから関の撤廃は恒久的なものではなく、文帝期において一時的に必要であったために行われたものではないかと推測することが出来る。そこで漢初の関が持つ役割についても一度考えてみたい。

「関」は先の戦国時代には各国の国境におかれ、戦時には防衛線を形成していた。このような関の性格が漢初にはまだ残っていたことは、呉楚七国の乱の際、呉王濞に対し臣下が説いた言葉にも表れている。

深壁高壘、副以関城、不如江淮之險。（『漢書』五一、枚乗伝）

このように前漢初期の関に戦時の防衛線という性格が見られる以上、関の撤廃はもう一つの意味合いを帯びてくる。筆者は関の撤廃には、緊張関係にあり広大な領土を持つ諸侯王国の防衛ラインの切り崩しという面を持っていたのではないかと推論する。

では田租の全免や盗鑄銭令除去はどうであろう。筆者はこれらの政策も諸侯王対策の一面があると考ええる。

田租の全免については、従来買誼の重農積粟政策や、鼂錯の納粟賜爵政策などともに文帝の勸農政策の一環として考えられてきた。しかし田租は景帝元年には復活している。^⑧

この田租復活について、山田勝芳氏は田租全面による穀物価格下落

によって農民の負担軽減とともに穀価低廉をも引き起こし、早晚田租徴収は復活されるべきであったが、徳治を掲げる文帝一代はそれらの矛盾にも関わらず田租不徴収を継続したと述べている。^⑧

盗鑄銭令については、当時から批判があったにも関わらず文帝五年に廃止された後、景帝中六年に復活している。^⑨ 平中荅次氏は、貨廟価値下落のため私鑄の禁令を除き良質の銭貨を鑄造して貨幣価値を上昇させるためだと述べている。^⑩

そして注目すべきは、当時諸侯王国内で私鑄銭や租税の免除が諸侯王の裁量で行われていたことであり、文帝の行った田租全免や盗鑄銭令の除去が文帝の徳治仁政として、諸侯王の非道と対比するように文帝期から景帝期にかけて盛んに喧伝されていると言うことである。^⑪

諸侯王国の権限や政治機構については鎌田繁雄氏が詳細に論じられているが、史料からも諸侯王国が行政権や徴税権、裁判権を持ち、呉などでは私鑄銭により国が富み栄えていたことなどが分かる。^⑫

当時、諸侯王国の民は自己の帰属意識を漢朝ではなく、諸侯王国に對して抱いていた。また淮南王長の謀反により淮南が漢の直轄地となった後、民の間で再び諸侯王を立てることを望む者が多く、逃亡して他の諸侯の元に逃亡する者も少なくない」と『漢書』賈誼伝にある。^⑬

これらの政策は、当時公然と鑄銭や田租の免減を行っていた諸侯王国に對し、漢朝が私鑄銭令の除去や田租全廃を行うことによって諸侯王の行為を功德として民に認めさせず、且つ漢期への帰属意識を高めようとする目的があったのではないだろうか。

また盗鑄銭令についてであるが、当時私鑄銭を行っていた呉とは、当時皇太子であった景帝が呉の太子を殺してしまったことから緊張関

係が続いていた。斉系の諸侯王とは即位時から緊張関係が持続しており、自己の皇帝としての基盤が未だ確固たるものでない中でこれ以上の緊張の拡大は避けねばならなかった。そこで呉の私鑄銭を公然と認めるという手段で呉との緊張関係を緩和しようとしたのではないだろうか。後に呉楚七国の乱の際、呉と敵対する事になった時には、漢朝は呉の鑄銭を漢法を乱す行為として公然と非難しているのである。^⑭

そして同時に文帝がいかに徳のある皇帝で、仁政を行ったかを諸侯王と対比するように褒め称え、諸侯王の非道を責めている。

このように文帝期の政策には諸侯王対策としての一面があった。「皇帝は天命を受け有徳の政治を行う」という天命思想を利用し、文帝の徳治仁政を喧伝し諸侯王との差異を明確にすると同時に、諸侯王国に對し防衛ラインの切り崩しや緊張緩和などの、実際に効力のある面をも併せ持っていた事が伺える。

だがこれらの政策は、『漢書』鼂錯伝や景帝紀などでは徳治仁政として賞賛をしているにもかかわらず、景帝期には復活している。それはすなわち、政策実行による利益よりも弊害のほうがより大きく、修正せざるを得ない状況だったからだと考えられる。

関の撤廃により中央政府が人民の移動を掌握できなくなり、田租の全免により田租額による穀物の価格・流通が制御が出来ず、盗鑄銭令の除去により政府が貨幣価値の調整が出来ないという状況は、文帝の抱えるもう一つの政治課題「中央集権体制確立」に逆行するものであった。

その矛盾は、徳治仁政を掲げる文帝期には修正されることはなく、次代の景帝期において復活という形で修正されたのである。

むすび

文帝がその即位時の状況により、自らの皇帝位の正統性を明示しなければならなかったことは即位当初の緊急的な課題であった。そのために文帝は「高祖の継承」という概念を持ちだし、政治思想面で高祖からの黄老思想を取り上げたことを第一章で述べた。

しかし同時に建国時からの課題、つまり中央集権国家の建設・そのための組織作りという課題は高祖・恵帝の動乱期を経て、本格的な改革に着手する時期を迎えていた。そのためには内外・名実ともに認められた強力な皇帝権の行使が不可欠であった。

つまり「高祖の継承」による帝位の正統性表明と、中央集権体制建設の為新しい皇帝像の模索と確立という、二つの課題が文帝期の基本的命題であったのである。

「高祖の継承」を表明するために黄老思想を政治思想と表明しても、それだけでは建国二十余年を経て早急な改革を求める現実に対応しきれない。儒家思想による政策により、「天命を得た皇帝」として諸侯王との絶対的な差異を作ろうとするが、その政策も中央集権体制整備への逆行となるものが多い。そして中央集権体制建設の為、謀反への不穏な空気を纏う諸侯王に対しては、強力な皇帝権を持つ皇帝として、分国策などの実効的かつ即効性のある対策をもとらねばならなかった。

文帝期に課された課題を克服するために行われた諸政策は、矛盾をはらみながら二つの課題の間で試行錯誤を繰り返していたものであった。

そして文帝期の諸政策はこれらの矛盾を内包しながらも「徳治仁政」の看板を掲げていたが、それは文帝の後を継ぎ、緊迫した諸侯王との対立において「無道の諸侯王と仁政の君主」という対比を鮮明に印象づけたかった景帝によっても強調され、それは実際に諸侯王が呉楚七国の乱によって破れたことにより既定の事実とされ、文帝は仁政の君主としてプロパガンダを成し得たのだった。

註

- ① 『風俗通義』正失編、孝文帝。
- ② 漢大臣皆故高帝時將、習兵事、多謀詐、其屬意非止此也、特畏高帝、呂太后威耳。今已誅諸呂、新喋血京師、以迎大王為名、實不可信。（『漢書』四、文帝紀）
- ③ 同姓諸侯王問題については、古くから研究が為されてきた。鎌田繁雄氏はその著書『秦漢政治制度の研究』（日本学術振興会、一九六二年）に同姓諸侯王問題の面からも詳しく論じられているし、文帝即位時の齊王系諸侯王の不満が呉楚七国の乱の遠因になったという論は、古くは布目潮風氏も『呉楚七国の乱の背景』（『和田博士還曆記念東洋史論叢』一九四九年）で述べられている。
- ④ 特に高祖から文帝に至るまでの歴代丞相の列伝にその記述が多い。蕭何・曹參・陳平等の列伝などが挙げられる。
- ⑤ 西田太一郎『中国刑法史研究』 岩波書店 一九七四年。
- ⑥ 文帝本修黄老之言、不甚好儒術。其治尚清淨無為。（『風俗通義』正失編孝文帝）
- ⑦ 米倉豊「漢初恵帝期刑政孝—いわゆる緩刑をめぐる—」（『駿台史学』第二十二号、一九六八年）
- ⑧ 金谷治「陸賈と婁敬—漢初儒生の活動（一）—」（『東洋史研究』第十五卷第三号、一九五七年）
- ⑨ 戸田浩暁「漢初の法律政策と儒教思想との交渉」（『斯文』第二五卷第十一号、一九四三年）

⑩ 趙王如意・趙王友・趙王恢・燕王建が廢された。呂后崩御の時、劉氏姓の諸侯王は齊王襄・淮南王長・城陽王章・琅邪王沢・吳王濞と代王であった後の文帝恒である。

⑪ 薄井俊二「漢の文帝について―皇帝としての権威確立問題、及び対匈奴問題を巡って―」（『埼玉大学紀要教育学部』第四十四巻第一号、一九九五年）

⑫ それぞれの政策が廢止された年代を記しておく。文帝元年（前一七九）収孥相坐令を廢止。二年（前一七八）誹謗妖言令を廢止。五年（前一七五）盜鑄錢令を廢止。十二年（前一六八）関の廢止。十三年（一六七）秘祝の令・肉刑・田租の徵收をそれぞれ廢止。

⑬ 『牧野巽著作集』第一卷（御茶の水書房、一九七九年）
⑭ 冨谷至「連座制とその周辺」（『戦国時代出土文物の研究』、一九八五年）

⑮ （十二年）三月、除関無用伝。（『漢書』四、文帝紀）
四年春、復置諸関無用伝出入。応劭曰、「文帝十二年除関無用伝、至此復用伝。以七国新反、備非常。」（『漢書』五、景帝紀）

⑯ 大庭脩『秦漢法政史の研究』第五篇（創文社、一九八二年）
山田勝芳『秦漢財政收入の研究』第五章（汲古書院、一九九三年）
⑰ （十三年）六月、詔曰「農、天下之本、務莫大焉。今廬身從事、而有租税之賦、是謂本末者無以異也。其於勸農之道未備。其除田之租税。」（『漢書』四、文帝紀）

（元年）五月、令田半租。（『漢書』五、景帝紀）

⑱ 前出注⑬。
⑲ （五年）夏四月、除盜鑄錢令。更造四銖錢。（『漢書』四、文帝紀）
（中六年十二月）定鑄錢偽黃金乘市律。（『漢書』五、景帝紀）

⑳ 平中答次『中国古代の田制と税法』附篇第二章（東洋史研究会、一九六七年）

㉑ 高皇帝親垂功德、建立諸侯、幽王、悼惠王絶無後、孝文皇帝哀憐加惠、王幽王子遂、悼惠王子卬等、令奉其先王宗廟、為漢藩國、德配天地、明並日月。而吳王 背德反義、誘受天下亡命罪人、乱天下幣、称疾不朝二十余年。（『漢書』三十五、荊燕吳伝）

今陛下配天象地、覆露万民、絶秦之跡、除其乱法、躬親本事、廢去淫末、除苛解媿、寬大愛人、肉刑不用、辜人亡幣、非謗不治、鑄錢者除、通関去塞、不擊諸侯、賓礼長老、愛恤孤、辜人有期、後宮出嫁、尊賜孝悌、農民不租、明詔軍師、愛士大夫、求進方正、廢退姦邪、除去陰刑、害民者誅、憂勞百姓、列侯就都、親耕節用、視民不奢。所為天下與利除害、變法易故、以安海内者、大功數十、皆上世之所難及、陛下行之、道純德厚、元元之民幸矣。（『漢書』四十九、爰盎竈錯伝）

⑳ 然其居国以銅塩故、百姓無賦。卒踐更、輒予平賈。歲時存問茂材、賞賜閭里。它郡国吏欲來捕亡人者、頌共禁不与。如此者三十余年、以故能使其衆。
吳有子章郡銅山、即招致天下亡命者盜鑄錢、東煮海水為塩、以故無賦、国用饒足。（以上、『漢書』三十五、荊燕吳伝）

㉑ 其苦屬漢而欲得王至甚、逋逃而歸諸侯者已不少矣。（『漢書』四十八、賈誼伝）
會孝惠、高后時天下初定、郡国諸侯各務自附循其民。
如此者三十余年、以故能使其衆。（以上、『漢書』三十五、荊燕吳伝）

㉒ 今吳王前有太子之隙、詐称病不朝、於古法当誅。文帝不忍、因賜几杖、德至厚也。不改過自新、乃益驕恣、公即山鑄錢、煮海為塩、誘天下亡人謀作乱逆。（『漢書』三十五、荊燕吳伝）

㉓ 孝文皇帝臨天下、通関梁、不異遠方、除誹謗、去肉刑、賞賜長老、收恤孤獨、以遂群生、減奢欲、不受獻、罪人不帑、不誅亡罪、不私其利也、除宮刑、出美人、重絶人之世也。朕既不敏、弗能勝識。此皆上世之所不及、而孝文皇帝親行之。（『漢書』五、景帝紀）

補記 本文脱稿後、佐藤達郎氏が「前漢の文帝―その虚像と実像―」（『古代文化』第五十二巻第八号、二〇〇〇年）を發表され、閲読する機会を得た。文帝仁説に疑問を呈し、当時の複雑な思想状況から文帝像を明らかにしようとするなど、本文と重なる部分も多い。執筆に当たり十分に参照出来なかったことをお断りしておく。